

# 公益財団法人全日本柔道連盟 公認柔道指導者資格制度規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）における柔道指導者のさらなる資質の向上および指導力の強化を図り、これをもって日本柔道の普及・発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 指導者

(指導者の区分)

第2条 本連盟が公認する柔道指導者として、A指導員、B指導員、C指導員、準指導員の4つの区分を設ける。

2. 前項の指導者のほかに、学校教員等を対象とした「学校顧問特例資格」を設ける。当該資格制度については、この規程とは別に定めるものとする。

(指導者の位置付けおよび資格)

第3条 前条第1項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。

### (1) A指導員

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者。

指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本体育協会公認スポーツ指導者（コーチ）を取得することが望ましい。

### (2) B指導員

選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本体育協会公認スポーツ指導者（指導員）を取得することが望ましい。

### (3) C指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。

本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する全国および各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

### (4) 準指導員

単独での指導は認められないが、A指導員、B指導員、C指導員による選手の指導を補佐できる者。

2. 本連盟の加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、A指導員、B指導員、C指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。また、本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各地区レベルの大会（各都道府県大会のレベルを超える大会）において、A指導員またはB指導員が監督を務める下で、その出場するチームまたは選手のコーチとして帯同する資格を有する。

（指導者資格基準）

第4条 指導者資格の認定を受けるためには、各区分に応じ別表1に定める基準をすべて満たさなければならない。

2. 指導者資格の認定を受けた者は、指導者の区分による登録（以下「指導者資格登録」という）の手続きを行うとともに、毎年度、更新の手続きを行わなければならない。
3. 前項に定める登録、更新の手続きその他の事項については別途定める。

（指導者の義務）

第5条 指導者は、常に自らの指導力の向上を図るとともに、指導者としてふさわしい言動及び行動をとらなければならない。

2. 指導者資格の認定を受けた者は、資格の有効期間内に必要な講習を受けなければならない。
3. 有効期間内に、定められた資格更新講習会を受講するものとする。

（指導者資格の有効期間）

第6条 A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から4年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに4年間更新されるものとし、以後これにならう。

2. 準指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日を起点として、直後に到来する4月1日から2年後の3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟や各都道府県を統括する加盟団体が指定する更新に係る講習会を受講することにより、さらに2年間更新されるものとし、以後これにならう。

（指導者資格の停止、喪失）

第7条 指導者（A指導員、B指導員に限る）が、次の各号の一に該当する場合、本連盟は、その指導者資格を期間を定めて停止し、または喪失させることができる。

- (1) 本連盟の「指導者資格登録」を行わなかったとき
  - (2) 資格の有効期間の更新を怠ったとき
  - (3) 指導者としての技量が不足していると認めたとき
2. 前項の資格の停止または喪失は、中央指導者資格審査委員会が行う。ただし、当該指導者に対して懲戒委員会により懲戒処分が科せられる場合には、同処分と併せて懲戒委員会が行うことができる。

(指導者資格の回復)

第8条 前条に基づき指導者資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、指導者資格停止の解除または再認定を求めることができる。

- (1) 指導者資格停止の解除を希望する者は、所定の様式により各都道府県を統括する加盟団体を経由して本連盟に指導者資格停止解除の申請を行うことができる。中央指導者資格審査委員会は申請内容を吟味し、指導者資格停止の解除の可否を決定する。
- (2) 指導者資格を喪失した者は、あらかじめ中央指導者資格審査委員会が定めた期間を経た後、あらためて第4条に定める指導者資格基準を満たすことにより、指導者資格の認定を受けることができる。
- (3) 資格停止の解除または資格喪失後の再認定に当たっては、審査料として5,000円を徴収する。

(休会員の指導者資格)

第9条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認指導員が個人会員登録の休会を認められた場合、指導者資格も同時に停止される。また、休会員が個人登録を再開するとき、停止されていた指導者資格も同時に復活する。

(公認柔道指導員マークと全柔連エンブレム)

第10条 A指導員、B指導員、C指導員は、それぞれの資格区分に対応した公認柔道指導員マークを上着等や柔道衣に付けるなどして、資格を明確にして指導することに努めることとする。また、全柔連が任命する講習会講師等も、同様に、全柔連エンブレムを柔道衣に付けて指導することに努めることとする。

2. 公認柔道指導員マークは上着等に装着するピンバッジと柔道衣に装着するワッペンの2タイプ、全柔連エンブレムは柔道衣に装着するワッペンタイプとし、それぞれデザインおよび装着方法については、指導者養成委員会で定めるとおりとする。
3. 公認柔道指導員マークは、A指導員、B指導員、C指導員のみが使用することができる。公認指導者資格を保有しない者、公認指導者資格が停止または喪失中の者の使用は認めない。
4. 全柔連マークを使用できる者は、次に掲げる立場の者のみとし、その任にある期間の使用を認める。
  - ・全柔連主催の講習会・研修会等における講師
  - ・全柔連主催以外の講習会等において全柔連が派遣する講師
  - ・全柔連の役員、専門委員会と特別委員会に所属する者
  - ・その他全柔連が特に認める者

(受験料等)

第11条 指導者資格審査試験の受験料（講習会受講費を含む。）および更新に係る講習会受講費は別表2のとおりとする。

(公認柔道指導者資格制度運用要領)

第12条 公認指導者資格制度に関する事項でこの規程に定めないものは、公認柔道指導者資格制度運用要領の定めるところによる。

### 第3章 資格審査委員会

(中央指導者資格審査委員会)

第13条 次の各号の権限を有する機関として、本連盟内に中央指導者資格審査委員会を設ける。

- (1) A指導員の資格認定
  - (2) A指導員およびB指導員資格の期間を定めての停止、喪失の決定
  - (3) A指導員およびB指導員資格の停止の解除、喪失した者の資格の再認定の決定
  - (4) 都道府県指導者資格審査委員会の統括
2. 中央指導者資格審査委員会は、5名以上10名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
  3. 中央指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は本連盟会長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。

(都道府県指導者資格審査委員会)

第14条 次の各号の権限を有する機関として、各都道府県を統括する加盟団体ごとに、指導者資格審査委員会を設ける。

- (1) 中央指導者資格審査委員会から委託を受けたB指導員、C指導員および準指導員の資格の審査と認定
  - (2) B指導員、C指導員および準指導員資格の期間を定めての資格の停止、喪失資格の停止の解除、再認定
  - (3) A指導員候補者の中央指導者資格審査委員会への推薦
2. 各都道府県を統括する加盟団体は、B指導員、C指導員および準指導員資格について、第7条及び第8条の規定を準用して、資格の期間を定めての停止または喪失及びその資格停止の解除または再認定を行うことができる。
  3. 各都道府県の指導者資格審査委員会は、5名以上8名以下の委員で構成されるものとし、そのうち1名が委員長を務める。
  4. 各都道府県の指導者資格審査委員会の委員長および委員の任命権および解任権は各都道府県を統括する加盟団体の長がその権限を有する。各委員の任期は2年間とし、連続しての再任は2期までとする。なお、任命時における委員の年齢は満75歳未満とする。

## 第4章 附 則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行期日)

第16条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成26年4月1日から、一部改正して施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から、一部改正して施行する。
4. この規程は、平成28年4月1日から、一部改正して施行する。
5. この規程は、平成29年4月1日から、一部改正して施行する。
6. この規程は、平成29年6月8日から、一部改正して施行する。

(特例措置)

第17条 この規程とは別に定められた特例措置に基づき、この規程の施行期日をもってA指導員、B指導員およびC指導員資格の認定を受ける者については、この規程の施行期日をもって、この規程が適用される。ただし、第6条第1項の定めにかかわらず、当該特例措置に基づきC指導員資格の認定を受けた者の最初の有効期間に限り、この規程の施行期日から3年間とする。

(経過措置)

第18条 第3条に定める各指導者の資格(大会監督に係る資格等の制限)に関する定めは、平成28年4月1日から適用するものとする。

【別表1】公認柔道指導者 資格基準

区分 内容	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
登 録*	全日本柔道連盟登録会員であること			
年 齢*	満20歳以上であること			満18歳以上
段 位*	三段以上		二段以上	初段以上
指導経験 等*	B指導員資格取得 後2年以上かつ C指導員資格取得 後8年以上、継続 的に指導に関わっ ていること	C指導員資格取得 後、2年以上継続 的に指導に関わっ ていること	なし	なし
推 薦	都道府県の資格審 査委員会からの推 薦を受けること	—	—	所属登録団体の指 導者（A～C資格保 有者）からの推薦 を受けること
試験等	本連盟が実施する 講習会を受講し、 資格審査試験に合 格すること	各都道府県を統括する加盟団体が実施す る講習会を受講し、資格審査試験に合格 すること		各都道府県を統括 する加盟団体が実 施する講習会を受 講すること

\*受講時点で基準を満たしていること

【別表2】公認柔道指導者資格 資格審査試験受験料・更新講習会手数料・資格復活審査料

	A指導員	B指導員	C指導員	準指導員
資格審査試験受験料 (講習会受講費を含む。)	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円
更新講習会手数料	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
資格復活審査料	5,000円			